

令和5年 第16回

川西市教育委員会（臨時会）議案書

川西市教育委員会

目

次

- 議案 第29号 丹波少年自然の家事務組合の解散に係る市議会からの意見聴取について
- 議案 第30号 丹波少年自然の家事務組合同規約の変更に係る市議会からの意見聴取について

議案第 29 号

丹波少年自然の家事務組合の解散に関する協議の意見聴取について

丹波少年自然の家事務組合の解散に関する協議の意見聴取について、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和5年8月30日提出

川西市教育委員会
教育長 石田 剛

提案理由

丹波少年自然の家事務組合の解散に関する協議の意見聴取に対し、意見を回示する必要があるため本案を提出する。

(公印省略)
令和5年8月31日

川西市議会議長
西山 博大 様

川西市教育委員会
教育長 石 田 剛

「丹波少年自然の家事務組合の解散」に関する意見聴取について（回答）

令和5年8月28日付で意見を求められた標記のことについて、川西市長の提案どおり、丹波少年自然の家事務組合の解散について異議ありません。

(公印省略)
令和5年8月28日

川西市教育委員会
教育長 石田 剛 様

川西市議会議長
西山 博大

丹波少年自然の家事務組合の解散について

丹波少年自然の家事務組合の解散に関して、地方自治法(昭和22年法律第67号)第290条の規定により議会の議決をするにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和31年政令第221号)第12条の規定により、貴職の意見を求めますので、令和5年9月1日までに回答されますようお願いいたします。

議案第 45 号

丹波少年自然の家事務組合の解散に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、丹波少年自然の家事務組合を解散することについて構成団体と協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月28日提出

川西市長 越田 謙治郎

提案理由

令和6年3月31日限りで丹波少年自然の家事務組合を解散する協議について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要があるため本案を提出する。

議案第 30 号

丹波少年自然の家事務組合理約の変更に関する協議の意見聴取について

丹波少年自然の家事務組合理約の変更に関する協議の意見聴取について、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和5年8月30日提出

川西市教育委員会
教育長 石田 剛

提案理由

丹波少年自然の家事務組合理約の変更に関する協議の意見聴取に対し、意見を回示する必要があるため本案を提出する。

(公印省略)
令和5年8月31日

川西市議会議長
西山 博大 様

川西市教育委員会
教育長 石 田 剛

「丹波少年自然の家事務組合の規約変更」に関する意見聴取について（回答）

令和5年8月28日付で意見を求められた標記のことについて、川西市長の提案どおり、丹波少年自然の家事務組合規約の変更をすることに異議ありません。

(公印省略)
令和5年8月28日

川西市教育委員会
教育長 石田 剛 様

川西市議会議長
西山 博大

丹波少年自然の家事務組合理約の変更について

丹波少年自然の家事務組合理約の変更に関して、地方自治法(昭和22年法律第67号)第290条の規定により議会の議決をするにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和31年政令第221号)第12条の規定により、貴職の意見を求めますので、令和5年9月1日までに回答されますようお願いいたします。

議案第 47 号

丹波少年自然の家事務組合理約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、丹波少年自然の家事務組合理約を変更することについて、次のとおり関係地方公共団体と協議するものとする。

令和5年8月28日提出

川西市長 越田 謙治郎

提案理由

令和6年3月31日限りで丹波少年自然の家事務組合を解散することに伴い丹波少年自然の家事務組合理約を変更する協議について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要があるため本案を提出する。

丹波少年自然の家事務組合同規約の一部を変更する規約

丹波少年自然の家事務組合同規約（昭和54年4月1日規約第1号）の一部を次のように変更する。

第14条の次に次の1条を加える。

（解散した場合の事務の承継及び決算審査）

第15条 組合が解散した場合には、丹波市がその事務を承継する。

2 前項の場合において、組合の管理者が調製した決算については、丹波市の監査委員が審査を行い、その意見を付けて丹波市の議会の認定に付すものとする。

附 則

1 この規約は、兵庫県知事の許可のあった日から施行する。